

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	伊賀南部クリーンセンター計量案内等業務委託
2. 発注室	伊賀南部環境衛生組合 業務室
3. 業務概要・契約期間	令和8年4月1日～令和8年9月30日
	伊賀南部クリーンセンターの計量業務、車両誘導及び案内業務
4. 場所	伊賀市 奥鹿野 地内
5. 契約予定日	令和8年4月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有する者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで名張市内または伊賀市内に所在する団体であること。